

# ① 貝塚市立南小学校におけるPTAクラブ規約

## 第2条 名称

貝塚市立南小学校PTA（以下「PTA」という）組織の中にクラブ組織を置き、PTAクラブ活動の事務局を貝塚市立南小学校に置く。

## 第3条 目的

クラブ活動を通して、会員相互の親睦を図るとともに人格の向上を目指し、市民文化の向上発展に貢献し、広く社会に寄与することを目的とする。

## 第4条 部員の資格

クラブ活動に参加できる者は、原則として本校PTA会員であることとする。

## 第5条 総会

PTA役員、各クラブの部長及び学校長をもって構成し、PTA総会の後1ヶ月以内にクラブ総会を開催する。ただし、問題の生じたときは随時開催することができる。

## 第6条 登録申請

クラブを登録しようとする者は、PTA会長に次にあげる書類を提出しなければならない。

- ① クラブ登録申請書 ②部員及び役員名簿 ③クラブ活動計画書 ④予算書

## 第7条 登録認定

前条の書類の提出を受けたPTA会長は、その書類を審査し、次のすべてに該当するときは、PTA役員会、PTA実行委員会、PTA総会出席者の過半数の承認を得て認定するものとする。

- ① クラブの名称、代表者が明確にされている。
- ② 原則として、代表者がPTA会員であり、部員に対するPTA会員の占める割合が5割を超えている。
- ③ 年間の活動内容が明確であり、継続的かつ自主的に運営されている。
- ④ 自主会計が確立されている。
- ⑤ その他

## 第8条 援助

PTAは、登録クラブに対して、次の援助を行うものとする。

- ① その年度の6月1日現在の部員数に応じて、年間活動費を次のように支給する。

10人までのクラブ	20,000円	15人までのクラブ	30,000円
20人までのクラブ	40,000円	21人までのクラブ	50,000円
- ② 各クラブ活動の情宣活動をし、部員の募集や活動の支援を行う。
- ③ クラブ活動に関する指導者や講師の紹介等を行う。
- ④ クラブ活動に必要な施設については、学校教育に支障のない範囲で、学校と協議のうえ、活動日を定めて場所を提供する。
- ⑤ その他

## 第8条 事業報告

登録クラブは、年度終了までに次の書類を提出しなければならない。

- ① 活動報告書 ② 決算書 ③ 出席簿

## 第9条 認定期間

- ① クラブの認定期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。
- ② クラブの登録は、毎年第5条に基づく登録申請を行い、認定を受けるものとする。

## 付則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。  
平成17年4月1日一部修正。